様式第二（第七条及び第三十七条関係）

認　定　証

申請のあった（匿名加工医療情報作成事業／仮名加工医療情報作成事業）を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定について、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（第９条第１項／第33条）の規定により認定する。

年　　月　　日

内閣総理大臣　名

文部科学大臣　名

厚生労働大臣　名

経済産業大臣　名

１　名称

２　認定番号